

貨物利用運送事業の事業類型（契約類型）

貨物利用運送事業

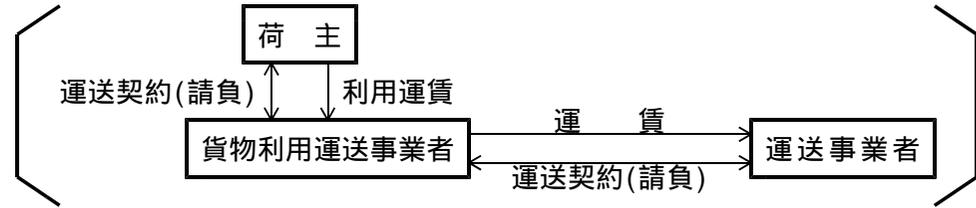
・ 運送事業者の行う運送を利用して
行う事業（運送責任を負う。）

第一種貨物利用運送事業

- ・ 第二種貨物利用運送事業以外の貨物利用運送事業
- ・ 利用する運送機関：鉄道・航空・海運・自動車

第二種貨物利用運送事業

- ・ 鉄道又は航空の利用運送及びこれに伴う集配を行い、荷主に対し一貫サービスを提供する事業
- ・ 利用する運送機関：鉄道（利用鉄道＋トラック）
航空（利用航空＋トラック）
船舶（利用船舶＋トラック）



第二種貨物利用運送事業の概念図

